

○ 藤枝市発注建設工事に係る下請負の適正化に関する要綱

平成9年8月1日庁内通達

第1 趣旨

この要綱は、藤枝市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負の適正化を図るため、工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負者 市から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負者のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負者からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続く下請契約における受注者をいう。

第3 適正な下請負契約の締結

注文者および受注者は、工事の開始に先立って、「建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）」又はこれに準ずる内容により下請負契約を締結するものとする。

第4 下請負人の通知

請負者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、市長が求めたときは、藤枝市建設工事執行規則（昭和53年3月31日藤枝市規則第7号）第15条に規定する下請負人通知書に、当該下請負に係る契約書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

第5 法令の遵守

請負者は、本要綱に定めるもののほか、建設業法（昭和24年法律第100号）、藤枝市建設工事執行規則その他の法令の規定を守らなければならない。

第6 市長の指導等

市長は、請負者がこの要綱の規定に違反した場合で、必要があると認めたときは、当該請負者に対し、資料の提出を求め、若しくは現地調査を実施し、必要に応じて助言指導を行い、又は是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日より施行する。